

山梨県公報

第六百九十号

令和八年

九月二十八日

月曜日

目次

告示

○電線共同溝を整備すべき道路の指定

○道路の供用開始

○建築基準法に基づく道路位置指定

公告

○令和七年度における人事行政の運営の状況について

○令和七年度における人事委員会の業務の状況について

○国土調査の成果の認証（四件）

○換地処分の実施

○公共測量の終了

○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

告示

山梨県告示第二百六十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備するべき道路を指定した。

令和八年九月二十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間
県道	大月停車場線	大月市大月一丁目字六貫メ一五〇〇番地先から 大月市大月一丁目字宮原一一六六番四地先まで

山梨県告示第二百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和八年十月十九日まで一般の縦覧に供する。

令和八年九月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間	延長 （メートル）	供用開始の 期日
県道	箕輪須玉線	北杜市須玉町穴平字宮田五 五四六番一地先から 北杜市須玉町若神子字御所 前二番一地先まで	七六一・一	令和八年九月三十日

山梨県告示第二百六十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和八年九月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 指定の年月日 令和八年九月十六日
- 二 指定道路の位置 上野原市上野原字新町五百十九番六
- 三 指定道路の幅員 四・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長 二十八・四六メートル

公 告

◎ 令和七年度における人事行政の運営の状況について
地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条の二第一項の規定により任命権者から令和七年度における人事行政の運営の状況について報告があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年九月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県人事行政の運営状況について

※特に区分が示されていない場合は、教育、警察、企業局等すべてを合計した値

1 任用

(1) 任用形態別の職員数の状況

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		
部 門		令和7年	令和6年	前年増減数
一 般 行 政 部 門	正式任用	2,891	2,909	▲ 18
	暫定再任用職員（常勤）	50	39	11
	任期付職員（常勤）	17	16	1
	小 計	2,958	2,964	▲ 6
教 育 ・ 警 察 部 門	正式任用	9,046	9,142	▲ 96
	暫定再任用職員（常勤）	370	341	29
	任期付職員（常勤）	212	150	62
	小 計	9,628	9,633	▲ 5
公 営 企 業 等 会 計 部 門	正式任用	133	137	▲ 4
	暫定再任用職員（常勤）	2	1	1
	任期付職員（常勤）		2	▲ 2
	小 計	135	140	▲ 5
合 計		12,721	12,737	▲ 16

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、会計年度任用職員、暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除いている。以下同じ。

(2) 職員の採用及び退職等の状況

(令和7年度)

職 種	採用	退 職				
		定年等	勸奨	自己都合	その他	合 計
一般行政職	196	70	1	77	18	166
医 療 職	7	0	1	5	2	8
技能労務職	0	0	0	0	0	0
教 育 職	336	118	0	106	38	262
公 安 職	70	13	0	36	28	77
合 計 (構成比%)	609	201 (39.2%)	2 (0.4%)	224 (43.7%)	86 (16.8%)	513 (100%)

※1 「定年等」には、60歳以降定年前までの自己都合退職が含まれる。

※2 「その他」には、死亡等が含まれる。

※3 構成比は、端数処理のため合計が一致しない場合がある。

(3) 職員の昇任及び降任の状況

(令和7年度)

職 種	昇 任			降 任
	部長次長級	課長級	左記以外	
一般行政職	37	66	484	30
教 育 職	1	66	80	35
公 安 職	4	7	62	0
合 計	42	139	626	65

※1 教育職については、校長相当職を「課長級」へ、教頭相当職を「左記以外」へ計上

※2 公安職については、部室長相当職を「部長次長級」へ、所属長相当職を「課長級」へ計上

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		令和7年	令和6年		
一般行政部門	議会	22	22	0	
	総務企画	586	571	15	政策企画立案体制の強化
	税務	98	100	▲ 2	効率的な業務執行体制の確保
	民生・衛生	779	790	▲ 11	組織統合に伴う体制の見直し
	商工・労働	262	264	▲ 2	組織統合に伴う体制の見直し
	農林水産	677	686	▲ 9	欠員等
	土木	534	531	3	営繕関係体制の強化
小 計		2,958	2,964	▲ 6	
教育・警察部門	教育	7,652	7,661	▲ 9	学校収容定員減に伴う職員数減
	警察	1,976	1,972	4	警察官の欠員補充
	小 計	9,628	9,633	▲ 5	
公営企業等会計部門	病院	0	0	0	
	その他	135	140	▲ 5	効率的な業務執行体制の確保、欠員等
	小 計	135	140	▲ 5	
合 計		12,721	12,737	▲ 16	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、会計年度任用職員、暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除いている。

(5) 定員適正化計画の概要

平成19年4月1日時点における総職員数を、平成23年4月1日までの5年間で4.2%（633人）純減する目標としていたが、削減目標を上回る5.3%（794人）の純減を達成した。

引き続き、簡素で効率的な組織づくりを進め、県民サービスを十分に確保しつつ人件費を抑制し、効率的な行政運営を図る観点から職員数の適正な管理を進めていく。

2 給与

(1) 人件費の状況（決算額）〔普通会計＋公営企業会計〕

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 (B/A)
令和7年度	R8. 3. 31 766,139 人	千円 560,313,252	千円 ▲ 5,516,497	千円 120,384,674	% 21.5

(2) 職員給与費の状況（予算額）〔普通会計＋公営企業会計〕

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和7年度	人 13,181	千円 58,114,162	千円 10,402,517	千円 24,026,890	千円 92,543,569	千円 7,021

※1 職員手当には退職手当を含まない。

※2 給与費は当初予算に計上された額

(3) ラスパイレス指数の状況

区 分	令和7年4月1日		
山梨県	指数	(参考) 全国県平均	指数
	100.2		99.7

※ ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料月額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもの。(国を100として比較)

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分	一 般 行 政 職			教 育 職 (小中高等学校教員)			公 安 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
山梨県	円 336,855	円 413,968	歳 42.7	円 364,568	円 408,329	歳 43.4	円 340,952	円 452,685	歳 38.1

※ 平均給与月額は、給料月額に諸手当（期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除く。）を加え、対象職員数で除した。

(5) 職員の初任給の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分		山梨県		国	
		決定初任給	採用2年経過日 給 料 額	決定初任給	採用2年経過日 給 料 額
一般行政職	大 学 卒	226,728 円	234,466 円	220,000 円	228,900 円
	高 校 卒	195,472 円	207,130 円	188,000 円	199,400 円
教 育 職 (小中学校)	大 学 卒	253,260 円	262,104 円	—	—
	高 校 卒	209,944 円	225,522 円	—	—
教 育 職 (高等学校)	大 学 卒	253,260 円	262,104 円	—	—
	高 校 卒	209,944 円	225,522 円	—	—
公 安 職	大 学 卒	259,189 円	267,933 円	255,200 円	264,900 円
	高 校 卒	231,552 円	245,421 円	216,400 円	232,500 円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	286,404 円	325,489 円	364,534 円
	高 校 卒	251,719 円	285,087 円	322,806 円
教 育 職	大 学 卒	338,006 円	367,167 円	398,246 円
	高 校 卒	該当者なし 円	該当者なし	306,138 円
公 安 職	大 学 卒	303,062 円	338,623 円	375,624 円
	高 校 卒	288,683 円	309,561 円	360,100 円

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分	標準的な 職務内容	職員数 (人)	構成比	1年前の 職員数	1年前の 構成比	5年前の 職員数	5年前の 構成比
9級	部 長	16	0.5%	16	0.5%	20	0.6%
8級	次 長	59	1.8%	59	1.8%	65	1.9%
7級	課 長・参 事	86	2.6%	86	2.6%	76	2.3%
6級	課 長・主 幹	572	17.4%	599	18.3%	812	24.2%
5級	課長補佐	510	15.5%	484	14.8%	487	14.5%
4級	主査・副主査	635	19.4%	645	19.7%	666	19.8%
3級	主 任	592	18.0%	585	17.9%	519	15.5%
2級	主事・技師	487	14.8%	468	14.3%	404	12.0%
1級	主事・技師	324	9.9%	325	9.9%	310	9.2%
一 般 行 政 職 職 員 数		3,281	100.0%	3,267	100.0%	3,359	100.0%

※1 山梨県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

※3 構成比は、端数処理のため合計が一致しない場合がある。

(8) 職員手当の状況

区 分	山 梨 県	国
	(令和7年度支給割合)	(令和7年度支給割合)
期末手当	期末手当 6月期 1.250 月分 (0.7) 月分 12月期 1.275 月分 (0.725) 月分	期末手当 6月期 1.250 月分 (0.7) 月分 12月期 1.275 月分 (0.725) 月分
勤勉手当	勤勉手当 計 2.525 月分 (1.425) 月分	勤勉手当 計 2.525 月分 (1.425) 月分
退職手当	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 47.709月分 その他の加算措置 無 退職時特別昇給 無 1人当たり平均支給額 7,871千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 47.709月分 その他の加算措置 無 退職時特別昇給 無 23,553千円

※1 ()内は、再任用職員に係る支給割合

※2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額

特殊勤務手当 (令和7年度)	区 分	全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	30.7 %
	職員1人当たり平均支給年額	40,984 円
	手当の種類(手当数)	38
	手 当 の 名 称	
	税務手当 社会福祉業務従事手当 防疫等作業手当 医師診療実験従事手当 種雄牛馬取扱手当 爆発物取扱手当 と畜業務従事手当 夜間看護手当 有害薬物取扱手当 放射線取扱手当 危険現場作業手当 ダム管理作業手当 用地交渉手当 保健衛生業務従事手当 災害出動手当 道路上作業手当 多学年学級担当手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 私服作業手当 鑑識作業手当 看守、護送手当 警ら手当 夜間特殊作業手当 交通警察業務手当 死体処理手当 救助捜索手当 航空手当 銃器犯罪捜査従事手当 身辺警護等作業手当 自動車整備業務従事手当 特殊自動車運転等作業手当 企業従事手当 等	

※1 普通会計、公営企業会計及び事業費支弁に係る人件費の状況のうち特殊勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の普通会計＋公営企業会計の人数で除した数値

時 間 外 勤務手当	支 給 総 額	2,358,106 千円
	職員1人当たり支給年額	406 千円

※1 普通会計及び公営企業会計に係る人件費の状況のうち時間外勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員＋警察官の人数で除した数値

	内 容	国の制度との異同
扶養手当	1 配偶者 行政職7級相当以下 月額 3,000円 行政職8級相当 月額 0円 行政職9級相当 月額 0円 2 22歳未満の子(扶養親族たる子) 1人につき 月額 11,500円 ※ 16歳から22歳までの子に対しては1人月額5,000円の加算措置 3 配偶者以外の扶養親族(2を除く) 1人につき 行政職7級相当以下 月額 6,500円 行政職8級相当 月額 3,500円 行政職9級相当 月額 0円 ※ 配偶者以外の扶養親族の範囲 22歳未満の孫、60歳以上の父母及び祖父母、 22歳未満の弟妹、重度心身障害者	1 国と同じ 2 国と同じ 3 国と同じ

住居手当	1 職員の居住する借家・借間 自ら借り受け居住している住居で月額16,000円を超える家賃を負担している職員 ・ 家賃27,000円以下 家賃額－16,000円 ・ 家賃27,000円を超え、61,000円未満 (家賃額－27,000円) × 1/2 + 11,000円 ・ 家賃61,000円以上 28,000円 (支給限度額) ※ 100円未満は切り捨て ※ 令和2年4月1日施行の住宅手当の改正に伴う 激変緩和措置として、手当額が2,000円を超える減額となる職員については、令和3年3月31日までの間、経過措置が設けられていた。 2 単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する借家又は借間に対し月額16,000円を超える家賃又は間代を支払っている職員 1の1/2の額 ※支給限度14,000円	1 国と同じ 2 国と同じ
通勤手当	1 交通機関を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、交通機関での通勤を常例とする職員 ・ 1ヶ月運賃等が150,000円以下の場合 職員が負担している運賃等 ・ 1ヶ月運賃等が150,000円を超える場合 150,000円 × 支給単位期間の月数 ※ 1ヶ月運賃等：6ヶ月定期券の1ヶ月当たりの価額又は回数券等の安価な額で算定 2 自動車等を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、乗用車等での通勤を常例とする職員 ・ 四輪自動車 前年1月から12月までのガソリン等の平均価格を次年度の通勤手当額に反映 通勤距離に応じて2km以上83km未満は、3,000円～55,186円 (83km以後中間距離2kmごとに1,346円を加算 (距離の上限なし)) ・ 自転車を除く二輪車 二輪車の距離区分に対応する四輪自動車の最低の手当額を適用 通勤距離に応じて2km以上60km未満は、2,000円～37,688円 (60km以上は40,380円が限度額) ・ 自転車 2km以上5km未満は2,000円 (5km以上は4,200円が限度額) 3 1及び2を併用する場合 1及び2によりそれぞれ算出した額の合計額 4 特急等を利用する場合 異動や新規採用等による通勤困難者に特急利用料金等の1/2を1～3で算出した通勤手当額に加算支給 ※ 特急利用料金等 J R 特急料金及び高速道路等有料道路の利用料金 5 駐車場を利用する場合 通勤のため四輪の自動車を使用し、有料駐車場を利用する場合、1月当たりの駐車料金に相当する額の1/2を1～4で算出した通勤手当額に加算支給 (限度額3,000円)	1 150,000円超過分の支給無し 2 四輪自動車と四輪自動車以外の区分無し 使用距離区分が相違 ※2km以上60km未満2,000円～29,800円 (60km以上は31,600円が限度額) 3 国と同じ 4 新規採用者は支給対象外 20,000円が限度額 5 国は制度無し

(9) 義務教育諸学校の教員給与の一般行政職に対する優遇度の状況

(令和7年4月1日現在)

高等学校教育職 (給料、教職調整額及び 義務教育等教員特別手当 の平均月 額)		小・中学校教育職 (給料、教職調整額及び 義務教育等教員特別手当 の平均月 額)		一般行政職 (給料及び給料の調整 額の平均月額)		一般行政職を100とした 場合の教員の比率	
平均年齢		平均年齢		平均年齢		高等学校 教育職	小・中学校 教育職
A		B		C		109.7	110.6
403,049 円		370,461 円		338,745 円			
46.9 歳		41.3 歳		42.2 歳			

※1 この表は、学校教育の水準の向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法第3条に基づき、義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、ろう学校若しくは特別支援学校の小学部若しくは中学部）の教員の給与の優遇措置の状況を明らかにするもの

※2 「一般行政職を100とした場合の教員の比率」とは、教員と一般行政職の給与を学歴別、経験年数別に対応させ、パーシェ方式により比較したもの

(10) 特別職の報酬等の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,250,000 円
	副 知 事	960,000 円
	公営企業管理者	810,000 円
	教 育 長	890,000 円
報 酬	議 長	910,000 円
	副 議 長	820,000 円
	議 員	770,000 円
期 末 手 当	知 事	(令和7年度支給割合)
	副 知 事	6月期 1.725月分
	公営企業管理者	12月期 1.775月分
	教 育 長	計 3.5月分
	議 長	(令和7年度支給割合)
	副 議 長	6月期 1.725月分
退 職 手 当	議 員	12月期 1.775月分
		計 3.5月分
	知 事	(算定方式) (在職期間)
	副 知 事	給料月額(円) × 在職月数 × 50.2 / 100 (同一職通算)
	公営企業管理者	× 36.7 / 100 (同一職通算)
	教 育 長	× 23.2 / 100 (同一職通算)
		× 22.2 / 100 (同一職通算)

3 勤務時間及び休業

(1) 一般職員の年次有給休暇の使用状況 ※令和7年1月1日～令和7年12月31日の平均使用日数

知事部局：13.6日 教育委員会（県立学校教員含む）：13.0日
警察部局：15.1日 企業局：15.3日

(2) 育児休業及び部分休業の取得状況 (令和7年度)

	取得者数			当該年度中に新たに取得可能となった職員			
	育児休業	部分休業	短時間勤務	(育児休業等対象者数)	うち 育児休業	うち 部分休業	うち 短時間勤務
男性職員	193	21	2	306	172	9	2
	7	4	1				
女性職員	227	79	16	227	227	0	0
	324	67	9				
合 計	420	100	18	533	399	9	2
	331	71	10				

※ 「取得者数」欄の上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数
なお、上段には当該年度中に取得可能となり取得した者のほか、前年度以前に取得可能となり当該年度から新たに取得した者が含まれるので、「当該年度中に新たに取得可能となった職員」欄における該当各項目と必ずしも一致するものではなく、また下回ることはない。

(3) 介護休暇の取得状況 (令和7年度)

	取得者数 (計)	休暇の取得形式		
		全日型中心	時間型中心	その他
取得者数	3	3		

(4) 介護時間の取得状況 (令和7年度)

	取得者数 (計)	承認期間					
		6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超
取得者数	2			2			

(5) 自己啓発等休業の取得状況 (令和7年度)

	取得者数 (計)	取得事由	
		大学等の 過程の履修	国際貢献 活動
取得者数	0		
	1		1

※ 上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数

(6) 配偶者同行休業の取得状況 (令和7年度)

	取得者数 (計)	配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他個人が 業として行う活動	外国の大学における 修学	その他
取得者数	3	3			
	1	1			

※ 上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数

(7) 修学部分休業及び高齢者部分休業の取得状況 (令和7年度)

修学部分休業 の取得者数	0	高齢者部分休業の 取得者数	0
	0		0

※ 上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数

4 分限及び懲戒

(1) 分限処分者数

(令和7年度)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
	1	338		339	1

※1 対象職員は、一般職に属するすべての職員

※2 分限処分者数

ア 当該年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしている。

イ 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしている。

(2) 処分事由別分限処分件数

(令和7年度)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)						
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)		1	338		339	
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)						
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)						
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)						
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)						
合 計		1	338		339	
法第28条第4項により失職した者						1

※ 法とは地方公務員法をいう。

(3) 懲戒処分者数

(令和7年度)

戒告	減給	停職	免職	合計
1	3	3	2	9

(4) 処分事由別懲戒処分件数

(令和7年度)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)		1	2		3
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)		1			1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)	1	1	1	2	5
合 計	1	3	3	2	9

※ 法とは地方公務員法をいう。

5 服務及び退職管理

(1) 服務規律の遵守に関する取組

任命権者	取 組 内 容	職員への周知方法
知 事	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
教育委員会	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
警察本部長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知、指示及び掲示
公営企業管理者	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示

(2) 兼業の許可件数 (令和7年度)

任命権者	件 数
知 事	28
教育委員会	140
警察本部長	0
公営企業管理者	7
合 計	175

(3) 退職管理の状況 (令和7年度)

規制等の内容	件数
離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第1項違反)	0
離職前5年より前に部局長の職に就いていた場合の当該職務に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第2項違反)	0
在職中に自らが決定した契約・処分に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第5項違反)	0
離職前5年より前に本庁課長級以上の職に就いていた場合の当該職務に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第8項に基づき定める条例第2条違反)	0
不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることの要求又は依頼 (法第63条第1号又は第2号違反)	0
不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業の地位に就くことの要求又は依頼 (法第63条第1号又は第2号違反)	0

※ 法とは地方公務員法を、条例とは山梨県職員の退職管理に関する条例をいう。

6 研修

(令和7年度)

区 分			内 容	修了者等
自己啓発研修			職員自ら研究及び修養を行う（通信教育講座、自主研究等）	582
職場研修			日常の仕事を通じて必要な知識、技術等を取得するとともに、職務研究及び職務改善を進めるため、職員の所属する職場において行う研修	—
職場外研修	部局研修	職種別研修	技術専門職員等を対象として専門知識・技術を中心とした能力向上を図るため、各部局が行う研修	—
		テーマ別研修	各部局が所管する専門分野や県政課題をテーマとして、部局内又は全庁向けに行う研修	
	研修所研修	階層別研修	階層やポストに必要となる能力を養成するための研修	560
		能力開発研修	人事評価制度と連携し、より高度な能力の養成や知識の習得を目的とする研修	1,223
		行政課題研修	新たな行政課題や最新の社会情勢に対応するための研修	342
	派遣研修		異なった組織風土や業務内容を経験することによって、幅広い視野や柔軟な思考力を養成し、高度な専門知識を習得するために行う研修	17

7 人事評価

知事部局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

教育委員会： 地方公務員法第23条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第44条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員及び教員の執務について人事評価を行っている。

警察部局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

企業局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

8 福祉及び利益の保護

(1) 職員の厚生福利に関する計画

① 職員の健康管理に関する取組状況

(令和7年度)

事業名	概要
労働安全衛生管理体制の整備	安全管理者・衛生管理者・産業医資格取得講習会への職員派遣 安全衛生委員会の開催・安全衛生推進者等の研修会開催
一般健康相談・ストレス相談の開催（知事部局、教育委員会及び企業局）	衛生管理医（内科・精神科医師）による、定例の健康相談を開設
部外カウンセラーによるストレス相談窓口等の設置（知事部局、警察部局）	カウンセラーとして、公認心理師・医師・弁護士に依頼し、職員の様々な悩みに対する相談窓口を確保

(2) 職員の厚生福利の実施状況

① 職員の健康診断の実施状況

(令和7年度)

項目	概要	検診項目	受診者数
定期健康診断・生活習慣病検診等各種検診	生活習慣病等を早期発見するために、人間ドック対象者を除く全職員を対象に実施	年齢及び業務内容等に応じて実施 問診、胸部X線、血圧、尿、視力、聴力、血中脂質、肝機能、貧血、糖代謝、腎機能、心電図、眼底等	知事部局：1,598人 教育委員会：1,642人 警察部局：1,323人 企業局：31人
人間ドック	生活習慣病等の予防対策として1日又は2日の総合的な精密検診を実施	問診、診察、視力、聴力、眼底、眼圧、胸部X線、血液検査、尿、超音波検査等	知事部局：1,588人 教育委員会：1,100人 警察部局：793人 企業局：73人
特殊業務従事者検診	放射線業務・有害薬品・血液・有機溶剤・有機リン・鉛・家畜等取扱者を対象に業務毎に必要な検査を実施	肝機能、貧血、血液像、HBs抗原抗体、尿、尿中代謝物、トキソプラズマ等	知事部局：349人 教育委員会：152人 警察部局：111人
特定業務従事者健康診断	深夜業務（午後10時～午前5時の業務）及びホムアルテヒト取扱業務に従事する職員を対象に実施	問診、診察、血圧、尿、血液、心電図、眼底等	知事部局：101人 教育委員会：24人 警察部局：419人 企業局：11人

② 職員のレクリエーションの実施状況

(令和7年度)

項目	内容	実施場所	委託先	会員数	期日	参加者等	実績額
元氣回復事業（教）	各種スポーツレクリエーション、家族参加型レクリエーション、参加体験型教室、芸術文化鑑賞会等の実施	YCC県民文化ホール他	（一財）山梨県教職員互助組合 （一財）山梨県高等学校教職員互助会	4,704人 1,912人	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	参加者数 延 9,133人	12,598,800円 11,757,200円

※表中、（教）とは教育委員会をいう。

◎ 令和七年度における人事委員会の業務の状況について

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条の二第二項の規定により人事委員会から令和七年度における人事委員会の業務の状況について報告があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年九月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山 梨 県 人 事 委 員 会 業 務 報 告

1 競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の実施状況

ア 実施日

種 類	第 1 次試験日	第 2 次試験日	第 3 次試験日	最終合格 発 表 日
警察官 (第 1 回)	5月11日	5月24, 25日	7月5, 6日	7月18日
大学卒業程度 (早期枠)	4月2日～ 4月14日	[1回目] 5月11日 [2回目] 5月30日～ 6月1日	—	6月6日
大学卒業程度 (通常枠)	6月15日	[1回目] 6月29日 [2回目] 7月26日～ 8月3日	—	8月15日
大学卒業程度 (追加募集枠)	9月12日～ 9月28日	[1回目] 10月19日 [2回目] 11月14日～ 11月16日	—	12月5日
高校卒業程度 ・学校事務職員	9月28日	[1回目] 10月19日 [2回目] 11月7～9日	—	11月17日
警察官 (第 2 回)	9月21日	10月11, 12日	11月22, 23日	12月5日

イ 実施状況

種 類	採用 予定人員	申込者数 A (人)	受験者数 B (人)	受験率 B/A (%)	第 1 次 合格者数 (人)	最終合格者 数 D (人)	競争倍率 B/D (倍)
警察官 (第 1 回)	40名程度	225	136	60.4	128	38	3.6
大学卒業程度 (早期枠)	38名程度	391	341	87.2	127	59	5.8
大学卒業程度 (通常枠)	151名程度	441	309	70.1	255	139	2.2
大学卒業程度 (追加募集枠)	20名程度	89	67	75.3	37	16	4.2
高校卒業程度	22名程度	46	40	87.0	27	15	2.7
学校事務職員	5名程度	46	36	78.3	22	9	4.0
警察官 (第 2 回)	23名程度	200	106	53.0	87	24	4.4
計	299名程度	1,438	1,035	72.0	683	300	3.5

(2) 選考の実施状況

① 障害者・難病患者を対象とした選考試験の実施状況

ア 実施日

第1次試験日	第2次試験日	最終合格発表日
9月28日	10月27日, 28日	11月17日

イ 実施状況

採用 予定人員	申込者数 A (人)	受験者数 B (人)	受験率 B/A (%)	第1次合格者数 (人)	最終合格者数 D (人)	競争倍率 B/D (倍)
7名程度	39	35	89.7	28	8	4.4

② 民間企業等職務経験者を対象とした選考試験の実施状況

ア 実施日

第1次試験日	第2次試験日	最終合格発表日
9月12日～28日	[1回目] 10月19日 [2回目] 11月3日, 7～9日	11月17日

イ 実施状況

採用 予定人員	申込者数 A (人)	受験者数 B (人)	受験率 B/A (%)	第1次合格者数 (人)	最終合格者数 D (人)	競争倍率 B/D (倍)
22名程度	193	166	86.0	54	16	10.4

③ 非正規雇用者を対象とした選考試験の実施状況

ア 実施日

第1次試験日	第2次試験日	最終合格発表日
9月28日	[1回目] 10月19日 [2回目] 11月14～16日	12月5日

イ 実施状況

採用 予定人員	申込者数 A (人)	受験者数 B (人)	受験率 B/A (%)	第1次合格者数 (人)	最終合格者数 D (人)	競争倍率 B/D (倍)
6名程度	40	30	75.0	24	6	5.0

④ その他の選考試験の実施状況

職種等	採用予定人員	受験者数	合格者数	採用者数
獣医師（衛生）（１回目）	8名程度	4	2	1
獣医師（衛生）（２回目）	4名程度	0	0	0
獣医師（衛生）（３回目）	4名程度	1	1	1
獣医師（衛生）（４回目）	4名程度	2	2	2
獣医師（農政）（１回目）	7名程度	4	2	0
獣医師（農政）（２回目）	5名程度	5	4	4
獣医師（農政）（３回目）	2名程度	4	3	2
おかえり山梨（第１期）	若干名	5	3	3
おかえり山梨（第２期）	若干名	0	0	0
おかえり山梨（第３期）	若干名	0	0	0
行政（デジタルⅠ）（１回目）	1名程度	1	1	0
行政（デジタルⅠ）（２回目）	1名程度	1	0	0
行政（デジタルⅡ）	1名程度	1	1	1
火山防災（１回目）	1名	0	0	0
火山防災（２回目）	1名	0	0	0
職業訓練（機械）（１回目）	1名程度	0	0	0
職業訓練（機械）（２回目）	1名程度	0	0	0
職業訓練（情報システム）（１回目）	1名程度	0	0	0
職業訓練（情報システム）（２回目）	1名程度	0	0	0
職業訓練（観光ビジネス）（１回目）	1名程度	0	0	0
職業訓練（観光ビジネス）（２回目）	1名程度	0	0	0
研究職（化学）	1名	1	1	1
臨床検査技師	1名程度	4	2	1
薬剤師	3名程度	6	5	2
作業療法士	1名程度	3	2	1
警察官（サイバー犯罪捜査官）（１回目）	1名程度	0	0	0
警察官（サイバー犯罪捜査官）（２回目）	1名程度	1	1	1
警察職員（航空整備士）（１回目）	2名程度	0	0	0
警察職員（航空整備士）（２回目）	2名程度	0	0	0
警察職員（航空整備士）（３回目）	2名程度	1	1	採用延期 1
警察職員（情報処理技術者）（１回目）	1名程度	0	0	0
警察職員（情報処理技術者）（２回目）	1名程度	0	0	0
警察鑑定研究（工学）	1名程度	2	1	1
警察官再採用	2名程度	6	1	1

⑤ 選考（人事交流等）の実施状況

一 般 職 員						警察官	
部局 職	知 事	教 育 委員会	警察 本部	その他	計		警察 本部
部長及びその相当職	1	1	0	0	2	警 視	4
課長及びその相当職	1	0	0	0	1	警 部	7
課長補佐及びその相当職	1	16	0	0	17	警部補	6
係長及びその相当職	0	2	0	0	2	巡査部長	2
上記以外	1	6	0	0	7	巡査等	1
合 計	4	25	0	0	29	合 計	20

⑥ 選考（任期付職員）の実施状況

ア 任期付研究員（採用計画の承認）

任命権者	所 属	職 名	任 期
知 事	産業技術センター 甲府技術支援センター	研究員	令和8年4月1日 ～令和12年3月31日
知 事	産業技術センター 甲府技術支援センター	研究員	令和8年4月1日 ～令和12年3月31日
知 事	産業技術センター 甲府技術支援センター	研究員	令和8年4月1日 ～令和12年3月31日
知 事	富士山科学研究所 火山防災研究センター	研究員	令和8年4月1日 ～令和12年3月31日

イ 一般任期付職員（採用の承認）

任命権者	所 属	職 名	任 期
知 事	観光文化・スポーツ部 観光振興グループ	主任	令和8年4月1日 ～令和9年3月31日
知 事	福祉保健部 女性相談支援センター	主任	令和8年4月1日 ～令和11年3月31日
知 事	福祉保健部 女性相談支援センター	主任	令和8年4月1日 ～令和11年3月31日

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

令和7年10月17日、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その概要は次のとおりである。

（1）職員の給与に関する報告

① 職員給与と民間給与の比較

ア 月例給（令和7年4月分）

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A-B) [(A-B)/B×100]
390,732 円	379,396 円	11,336 円 [2.99%]

イ 特別給（期末手当及び勤勉手当）

- ・ 職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数と令和6年8月から令和7年7月までの1年間に民間従業員に支給された特別給の支給割合を比較

民間の支給割合(A)	職員の支給月数(B)	差(A-B)
4.65 月分	4.60 月分	0.05 月分

② 本年の給与改定について

ア 月例給

- ・ 国と同様、職員給与が民間給与を下回っており、民間給与との均衡を図るため、人事院勧告に準じた給料表にする必要がある。
- ・ 給料表の改定状況を勘案し、人事院勧告に準じて初任給調整手当を改定する必要がある。

イ 特別給（期末手当及び勤勉手当）

- ・ 民間の支給割合との均衡を図るとともに、人事院勧告を考慮し引上げ
- ・ 年間支給月数 4.60 月分 → 4.65 月分 (0.05 月分)

- ・ 引上げ分は、人事院勧告を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に 0.025 月分ずつ均等に配分

③ 諸手当の見直し

- ・ 人事院は、本年の報告及び勧告において、地域手当、駐車に係る通勤手当、月の中途に採用された職員等の通勤手当、宿日直手当、特地勤務手当等の見直しの必要性について言及したところである。

本県においては、これまでも地方公務員法の趣旨を踏まえ、給与制度については、原則として国に準拠していることから、人事院の報告及び勧告に準じた見直しを行うことが適当である。

④ 教員給与

- ・ 教員の職務の専門性及び重要性に鑑み、学校における働き方改革の更なる加速化、教員の処遇改善等を一体的・総合的に図るため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が令和 7 年 6 月に成立した。
- ・ 本県においても、当該法改正の趣旨及び国の予算措置等を踏まえ、教職調整額の段階的な引上げ、教職調整額の水準に応じた管理職の本給加算の見直し、業務の困難性等を考慮した校務類型に応じた義務教育等教員特別手当の支給等を通じて、高度専門職にふさわしい処遇の実現に向け、適切な対応を行う必要がある。

また、組織的な学校運営及び指導の促進を図るため、主務教諭の職の新設や特別支援教育に従事する教員に対する給料の調整額について、国や他の都道府県の動向等を注視しながら適切な対応を行う必要がある。

⑤ その他の給与上の課題

- ・ 人事院は、本年の報告において、職務・職責を重視した新たな給与体系の構築、在級期間表の廃止等に言及した。また、人事院は、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を令和 8 年 4 月から新設することを勧告した。

本県においても、国や他の都道府県の動向等を注視しながら適切な対応を行う必要がある。

⑥ 給与勧告実施の要請

- ・ 人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として行われ、地方公務員法における情勢適応の原則に基づく適正な給与を確保する機能を有するものであり、議会及び知事に対して、勧告どおり実施するよう要請

(2) 勧告

① 実施時期

- ア 月例給
令和 7 年 4 月 1 日
- イ 特別給（期末手当及び勤勉手当）
令和 7 年 4 月 1 日（令和 8 年度以降は、令和 8 年 4 月 1 日）
- ウ 通勤手当
令和 8 年 4 月 1 日
- エ 特地勤務手当に準ずる手当、宿日直手当
令和 7 年 4 月 1 日

② 本年の給与改定

ア 月例給

(ア) 給料表

行政職給料表

- ・ 公民較差解消のため、人事院勧告に準じて給料表を改定
- ・ 人事院勧告の内容を踏まえ、初任給を始め若年層に重点を置いて引上げ

その他の給料表

- ・ 行政職給料表との均衡を基本に改定

(イ) 初任給調整手当

- ・ 給料表の改定状況を勘案し、医師等の手当限度額を引上げ

イ 特別給（期末手当及び勤勉手当）

- ・ 一般職員

	6 月期	1 2 月期
令和 7 年度 期末手当	1. 25 月	1. 25 月→1. 275 月
勤勉手当	1. 05 月	1. 05 月→1. 075 月
(特定幹部職員) 期末手当	1. 05 月	1. 05 月→1. 075 月
勤勉手当	1. 25 月	1. 25 月→1. 275 月
令和 8 年度以降 期末手当	1. 2625 月	1. 2625 月
勤勉手当	1. 0625 月	1. 0625 月
(特定幹部職員) 期末手当	1. 0625 月	1. 0625 月
勤勉手当	1. 2625 月	1. 2625 月

- ・ 定年前再任用短時間勤務職員

	6 月期	1 2 月期
令和 7 年度 期末手当	0. 7 月	0. 7 月→0. 725 月
勤勉手当	0. 5 月	0. 5 月→0. 525 月
(特定幹部職員) 期末手当	0. 6 月	0. 6 月→0. 625 月
勤勉手当	0. 6 月	0. 6 月→0. 625 月
令和 8 年度以降 期末手当	0. 7125 月	0. 7125 月
勤勉手当	0. 5125 月	0. 5125 月
(特定幹部職員) 期末手当	0. 6125 月	0. 6125 月
勤勉手当	0. 6125 月	0. 6125 月

- ・ 任期付研究員

	6 月期	1 2 月期
令和 7 年度 期末手当	1. 725 月	1. 725 月→1. 775 月
令和 8 年度以降 期末手当	1. 75 月	1. 75 月

- ・ 特定任期付職員

	6 月期	1 2 月期
令和 7 年度 期末手当	0. 95 月	0. 95 月→0. 975 月
勤勉手当	0. 875 月	0. 875 月→0. 9 月
令和 8 年度以降 期末手当	0. 9625 月	0. 9625 月
勤勉手当	0. 8875 月	0. 8875 月

ウ 通勤手当

- ・ 人事院勧告の内容に準じて、駐車に係る通勤手当を支給
- ・ 1 か月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額、新幹線等鉄道に係る通勤手当の額及び駐車に係る通勤手当の額を合算した額の限度を 150,000 円とする。

エ 特地勤務手当に準ずる手当について

- ・ 人事院勧告の内容に準じて改定

オ 宿日直手当について

- ・ 人事院勧告の内容に準じて改定

③ 経過措置

- ・ 特地勤務手当に準ずる手当の支給に関する経過措置
特地勤務手当に準ずる手当の改定に伴い、特地勤務手当に準ずる手当に関し所要の措置を講ずること。

(3) 公務運営に関する報告

- ① 多様で有為な人材の確保
- ② 職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上

③ 時代に即した働き方の推進と勤務環境の整備

- ア 長時間労働の是正
- イ 仕事と生活の両立支援
- ウ 年次有給休暇の取得促進
- エ メンタルヘルス対策
- オ ハラスメント防止対策
- カ 障害や難病を抱える職員が安心して働くことができる環境の整備
- キ 離職防止対策

④ 服務規律の確保

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 係属状況

区 分	係 属 件 数			処 理 件 数					翌年度 へ の 繰 越 (A)-(B)
	前年度 からの 繰 越	新 規 要 求	計 (A)	却 下	取下げ	打切り	判 定	計 (B)	
給与	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休暇	0	0	0	0	0	0	0	0	0
執務環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生福利	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0
任用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	要求者	要求内容	完結年月日	判定
対象事案なし				

4 不利益処分に関する審査請求の状況

(1) 係属状況

区 分		係 属 件 数			処 理 件 数					翌年度 へ の 繰 越 (A)-(B)
		前年度 からの 繰 越	新 規 要 求	計 (A)	却 下	取下げ	打切り	判 定	計 (B)	
分 限 処 分	降給	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降任	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	分限免職	0	1	1	0	0	0	0	0	1
懲 戒 処 分	戒告	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減給	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	停職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	懲戒免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転 任		0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	1	1	0	0	0	0	0	1

(2) 完結事案一覧表

事案番号	処分者	処分の内容	完結年月日	判定
対象事案なし				

◎ 国土調査の成果の認証

山梨市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第九條第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年九月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 調査を行った者の名称 山梨市
- 二 調査を行った時期 平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 山梨市大字西保中及び牧平の一部
- 五 認証年月日 令和八年九月十七日

◎ 国土調査の成果の認証

富士川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年九月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 調査を行った者の名称 富士川町
- 二 調査を行った時期 平成二十七年四月三十日から令和八年三月三日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 南巨摩郡富士川町大字鰥沢の一部
- 五 認証年月日 令和八年九月十七日

◎ 国土調査の成果の認証

山中湖村における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年九月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 調査を行った者の名称 山中湖村
- 二 調査を行った時期 平成十五年六月一九日から令和八年四月二十四日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 南都留郡山中湖村大字山中の一部
- 五 認証年月日 令和八年九月十七日

◎ 国土調査の成果の認証

甲府市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第九條第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年九月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 調査を行った者の名称 甲府市
- 二 調査を行った時期 令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 甲府市大字下帯那町の一部
- 五 認証年月日 令和八年九月十七日

◎ 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
県営中山間地域総合整備事業（鳴沢地区臼田和工区）の換地処分を令和八年九月七日実
施した。

令和八年九月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

◎ 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年九月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）

二 測量の地域 山梨県富士吉田市並びに南都留郡鳴沢村及び富士河口湖町

三 測量の期間 令和七年五月一日から令和八年七月三十一日まで

◎ 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり富士吉田市剣丸尾西土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。

令和八年九月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

氏名	住所
遠山 喜一郎	富士吉田市松山一丁目十番五号
刑部 政衛	富士吉田市中曾根一丁目三番十号
早川 真	富士吉田市新西原一丁目十番十三号
織田 勉	富士吉田市松山二丁目四番十号
小野 將史	富士吉田市新西原三丁目三番十四号
園田 英夫	富士吉田市新町四丁目二番五号
遠山 満	富士吉田市新西原四丁目九番七号
舟久保 文一	富士吉田市向原二丁目五番十六号
和光 惇	富士吉田市松山一丁目十三番七号
和光 文雄	富士吉田市松山一丁目四番三号